

H21. 12. 17 原案可決

電源立地地域対策交付金制度の見直しに対する意見書

国民生活と産業活動を支える電力の安定した供給のためには、様々な発電方法の特性を生かした、バランスのとれた発電が行われることが重要である。

エネルギー資源に乏しく、その多くを輸入に頼るわが国においては、効果的な需給調整による発電が行われており、出力調整が容易な火力発電が大きな役割を果たしている。

先に実施された行政刷新会議の「事業仕分け」では、電源立地地域対策交付金の火力発電所への交付比率について、CO2削減の見地から、見直す方向で検討すべきとされた。

電源立地地域対策交付金は、周辺地域における公共用施設の整備等を促進し、地域住民の福祉の向上を図り、発電用施設の設置及び円滑な運転に資することを目的とした制度であり、本県においても地域産業の振興や福祉施設の充実といった住民福祉の向上に繋がる事業において貴重な財源となっている。

これらのことから、電源立地地域対策交付金制度の見直しにあたっては、電力の安定供給に重要な役割を果たす火力発電の必要性を認識するとともに、電源立地地域の意見を十分に尊重することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月17日

和歌山県議会議長 富安民浩

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣法第九条の第一順位指定大臣(副総理)

国家戦略担当大臣

総務大臣

財務大臣

経済産業大臣

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣(行政刷新)